

議案第4号

富津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延を防止するための措置による納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、固定資産税等に係る特例措置を講ずる等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に施行されたことにより、富津市税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同日専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものである。

専決第4号

専決処分書

富津市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をする。

令和2年4月30日

富津市長 高橋 恭 市

富津市税条例の一部を改正する条例

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

26 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

附則第15条の4中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第27条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。